

事務局長	係長	係

第13回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月5日（月）午前9時00分～午前10時00分

2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）

3. 出席者（9名）

委員 土井 泉章

委員 牛島 幸雄

委員 亀川 一久

委員 堤 忠雄

委員 武村 哲也

農地利用最適化推進委員 鵜池 隆幸

委員 福田 源吾

農地利用最適化推進委員 原 豊広

委員 永尾 喜代子

4. 欠席者（1名）

農地利用最適化推進委員 堤 與四行

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■■

委員 ■番 ■■ ■■■

第2 【議案第6号】 農業振興地域整備計画の変更に係る協議について（1件）

【議案第7号】 農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）

・その他

農用地利用配分計画について

6. 農業委員会事務局

事務局長

高田 匡樹

副課長

古賀 九州男

係長

津野 弘樹

主事

細川 哲也

7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和3年第13回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について(1件)を議題に供します。事務局から議案第6号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは1ページをご覧ください。農振除外の目的が一般個人住宅建設の案件であり、令和3年6月22日に申請があった分を説明いたします。

【以下、議案書に基づき議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る協議についての内容を朗読及び説明】

次に、農振除外を行うにあたって、5つの要件を全て満たす必要があるのですが、別紙の「農振5要件の検討調書」をご覧ください。

1つ目の要件、①当該変更に係る土地を農用地等以外の土地に供することが必要かつ適当であり、代替性がないことについて、1点目に計画地に立地することが必要かつ適当と判断した根拠ですが、申請地は小中一貫校や保育園など教育施設に近い場所であり、山間部にも近く自然に恵まれていて、教育環境に適した場所となっています。また、除外目的が後継者住宅建設であり、後継者不在が急速化している地域にあることから、個人住宅への転用はやむを得ないと思われま。2点目に、通常必要とされる面積等からみて、除外が過大でない判断した根拠ですが、土地利用計画図から、計画面積■■■㎡は過大でないと思われま。3点目に、地域内に農地以外の土地、農用地区域以外の土地で、施設の建設等が可能な土地がないことについてですが、申請地以外の代替地については、地域内の土地については十分な面積が確保で

きない等の理由から建設可能な宅地等が見当たらず、また、農用地区域以外の土地では、比較的學校や役場の近隣であったが、所有者に営農継続の意思があったため断念せざるをえなかったことから、やむを得ないと思われまゝす。以上のことから、1つ目の要件は、Yes と判断しておゝります。

続いて2つ目の要件ですが、②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響がないことについては、申請地は緩やかな斜面に連なり、他の農地への進入は農道があるため可能であり、日照・通風や作業効率上の影響はないと考えられます。また、農地の一部を転用するため、残地として隣接する所有者の農地についても、通作路の確保等営農に係る機能は保持しています。取水については、各筆水路からとることができるため他の農地の取水に影響はなく、排水に関しても既存水路に放流されることから、周辺農地へ与える影響はないと考えられます。よって、2つ目の要件も Yes と判断しておゝります。

3つ目の要件ですが、③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないことについては、申請地の周辺農地は全て自己所有する耕作農地であり、集落営農組織等は存在しません。また、近隣農地の耕作者からは「今後の農業経営計画に支障が生じない旨の確認書」において支障を及ぼす恐れはない旨の確認書がとれておゝり、影響は軽微であることから、3つ目の要件も Yes となります。

続いて4つ目の要件、④土地改良施設の有する機能に与える影響がないことについては、申請地には土地改良施設が設置されていないため、影響はないと判断できることから、Yes となります。

最後の5つ目の要件、⑤土地改良事業完了公告後8年未経過(又は事業実施中)でないことについても、土地改良施設はないため、Yes となります。

以上により、本案件に係る農振除外はやむを得ないのではないかとおゝわれます。

議 長 ありがとうございます。地区担当の農業委員より補足説明をお願いいたします。

■ ■ 委員 先日、現地確認を行いました。特に問題はありませぬ。

議 長 ありがとうございます。他に何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号農業振

興地域整備計画の変更に係る協議について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による農地の転用（1件）について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局

それでは8ページをご覧ください。太陽光発電設備、駐車場及び資材置き場建設の案件であり、令和3年6月11日に申請があった分を説明いたします。

【以下、議案書に基づき議案第7号農地法第5条の規定による農地の転用についての内容を朗読及び説明】

それでは、別冊意見書の1ページをご覧ください。農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は土地改良事業等が行われていない中山間に位置する生産性の低い第2種農地です。他の候補地は、森林開発が必要であることや谷地で日当たりが悪く適地とは言えず、目的達成が困難であるため申請地を転用することはやむを得ないと考えられることから、適当であると思われま

す。【2. 資力及び信用】については、総事業費■■■■千円に対し、全て自己資金で対応する旨、残高証明書が提出されており、適当と思われま

す。【3. 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、仮登記等はありません（該当なし）です。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、農業委員及び事務局への説明の結果、遅滞なく供されることは確実であると思われま

す。【5. 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、該当ありません。【6. 農地以外の土地の利用見込み】については、一体利用する山林についても、賃貸借契約書が添付されており、利用は確実と認められま

す。【7. 計画面積の妥当性】については、■■■枚の太陽光パネル設置のほか、県内にある既存の太陽光設備の定期管理の中継地として駐車場及び資材置き場が計画されており、土地利用計画図及び現地確認の結果、規模は適正であると思われま

す。【8. 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、

宅地の造成のみではないので、該当なしです。【9. 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、周囲に農地はなく、日照・通風等に影響はありません。雨水については素掘り側溝で水の流れる方向を調整し、その後自然流下で道路側溝へ放流する計画となっており、周辺農地への影響はありません。【10. 一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当ありません。【11. 法令（条例を含む）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】について、「大町町の太陽光発電事業の地域との共生に関する条例」に基づく太陽光発電事業計画届出書を町担当課へ提出済みです。また、埋蔵文化財についても、町担当課へ照会し、「範囲外」で確認済みです。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思われれます。また、今後の流れとしては、今月中旬に開催予定の佐賀県の常設審議委員会でも本案件についての意見聴取を行う予定となっております。以上です。

議 長 ありがとうございます。ご意見等ございませんか。

(意見・質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号農地法第5条の規定による農地の転用について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第7号農地法第5条の規定による農地の転用について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、その他に移ります。事務局よりお願いします。

事務局 【事務局より、農用地利用配分計画について説明】

議 長 ありがとうございます。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 それでは、これをもちまして第13回大町町農業委員会総会を

閉会いたします。本日はお疲れ様でした。次回の農業委員会総会
は、8月3日(火)9:00～に開催いたします。本日はお疲れ様
でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員